# 「ブタクロール農薬蜜蜂影響評価書(案)」についての 意見・情報の募集について

令和5年2月6日 農林水産省消費・安全局

この度、「ブタクロール農薬蜜蜂影響評価書(案)」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御 了承願います。

記

#### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬の蜜蜂に対する影響評価については、従来、蜜蜂(成虫)が直接農薬に暴露した場合や、農薬を浴びた花粉・花蜜を直接摂取した場合の農薬の毒性の強さによる評価(ハザード評価)を行っていました。

農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)の施行に伴い、蜜蜂の 農薬への暴露量を考慮した評価(リスク評価)を導入するとともに、農薬に暴露した 花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内の蜜蜂(幼虫等)への影響等も考慮し、様々な暴露 経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしました。

令和4年12月5日、農薬の有効成分であるブタクロールについて、農業資材審議会 農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会において、農薬蜜蜂影響評価書(案)が審議了承さ れました。

つきましては、本評価書案について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集致します。

- 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
- (1) e-Gov (<a href="https://www.e-gov.go.jp/">https://www.e-gov.go.jp/</a>) の「パブリック・コメント」欄に掲載 (農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2)農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布
- 3 意見・情報の提出方法
- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント:意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、<u>意見入力へ</u>のボタンをクリックし、「パブリック・コメント: 意見入力フォーム」より提出を行ってください。

## (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課

#### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係 府省等に転送することがあります。

なお、氏名(法人又は団体の場合は名称)については、意見・情報の内容ととも に公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿 名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

## 5 意見・情報受付期間

令和5年2月6日~令和5年3月7日 (郵送の場合も締切日必着とします。)

#### 6 公示資料

ブタクロール農薬蜜蜂影響評価書 (案)